

付録1. 用語の定義と追加説明

(機械設備のリスクアセスメントに関連するもの。)

用語	定義及び追加説明
(1) 機械 機械類	<p>【包括指針】 連結された部品又は構成品の組合せで、そのうちの少なくとも一つは機械的な作動機構、制御部及び動力部を備えて動くものであって、特に材料の加工、処理、移動、梱包等の特定の用途に合うように統合されたものをいう。</p>
	<p>【JISB9700】 連結された部品又は構成品の組合せで、そのうちの少なくとも一つは適切な機械アクチュエータ、制御及び動力回路を備えて動くものであって、特に材料の加工、処理、移動及びこん(梱)包といった特定の用途に合うように結合されたもの。また、“機械類”及び“機械”という用語は、全く同一の目的を達成するために完全な統一体として機能するように配列され、制御される複数の機械の集合体に対しても用いる。</p>
	<p>【追加説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定義の中に「機械的な作動機構、制御部及び動力部を備えて、…」とあるが、制御部としては、電気・電子式、機械式があり、単純なON-OFFスイッチのみによるものもこれに含まれる。 ・動力部としては、電動機をはじめ、油圧・空圧シリンダ等、内燃機関、ソレノイドなど各種のアクチュエータ類が存在する。
(2) 製造者等	<p>【包括指針】 機械の設計、製造、改造等又は機械の輸入を行う者。</p>
	<p>【追加説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「設計、製造」には、複数の機械を組み合わせることも含まれるため、みずから複数の機械を組み合わせて設備を作り使用する事業者は、製造者等と見なされる。したがって、このような事業者は、設計・製造者としてのリスクアセスメントとそれに基づく安全方策を実施する必要がある。
(3) 危害	<p>【JISB9700】 身体的傷害又は健康障害。</p>
(4) 危険源	<p>【包括指針】 危険性又は有害性</p>
	<p>【JISB9700】 危害を引き起こす潜在的根源。</p> <p>備考1 “危険源”という用語は、その発生源(例えば、機械的危険源、電氣的危険源)を明確にし、又は潜在的な危害(例えば、感電の危険源、切断の危険源、毒性による危険源、火災による危険源)の性質を明確にするために適切である。</p> <p>備考2 この定義において、危険源は、次を想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> －機械の“意図する使用”の期間中、恒久的に存在するもの(例えば、危険な動きをする要素の運動、溶接工程中の電弧、不健康な姿勢、騒音放射、高温)又は